

第8回教育委員会（定）

開会日時 令和6年 4月 11日（木）

午前 10時00分

閉会日時

午前 11時15分

開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	富 田 和 己	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	彼 島 勲
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和6年第8回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長事務取扱、教育委員会事務局参事、金子学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

教 育 長 本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせいたします。

それでは議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第20号 令和7年度板橋区立学校使用教科用図書の採択について

(指導室)

教 育 長 日程第一 議案第20号「令和7年度板橋区立学校使用教科用図書の採択について」、次長と指導室長から説明願います。

次 長 よろしく願いいたします。

議案第20号「令和7年度板橋区立学校使用教科用図書の採択について」、議案を提出するものでございます。

提出者は、中川修一教育長でございます。

この議案でございますが、令和7年度から使用いたします教科用図書の採択につきまして、まず採択に当たっての留意事項、また、検討事項を初めとした採択の方針、この他、採択の概要としまして、教科用図書審議会及び調査委員会の役割、採択スケジュール等の確認、同審議会委員の委嘱、同審議会への諮問事項に関する議案となっております。

詳細につきましては、指導室長からご説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

指 導 室 長 初めに確認させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項において、教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者、もしくは3親等以内の親族の一身上に関する事件、または自己、もしくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言するこ

とができると定められています。

教育長及び教育委員の皆様におかれましては、法律に基づき、教科書会社と直接の利害関係がないということでよろしいでしょうか。

(なし)

指導室長 ありがとうございます。皆様が教科用図書採択の議事に参与することは問題ないということが確認できましたので、進めさせていただきます。

なお、8月31日までは教科書会社関係者との接触は避けていただくなど、公正な採択の実施にご協力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

それでは、議案第20号「令和7年度板橋区立学校使用教科用図書の採択方針について」です。

事務局で採択方針案を作成いたしました。

別紙1をご覧ください。

1の教科用図書の採択に当たっての留意事項についてです。

令和7年度板橋区立学校使用教科用図書の採択については、(1)採択は、教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと、(2)教育委員会は、教育方針及び学習指導要領を踏まえた専門的な調査研究を行うことについて、教科用図書調査委員会に付託すること、(3)特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮すること、(4)板橋区の実情に応じて、創意・工夫をすることの4つの事項に留意し、総合的に判断して行うことです。

2の中学校で使用する教科用図書の調査研究に当たって検討すべき事項についてです。

教育委員会は、令和7年度から、中学校において使用する教科用図書について採択替えを行うに当たり、(1)内容、(2)構成・分量、(3)表記・表現、(4)使用上の便宜の項目に沿って、学習指導要領の評価目標等を踏まえ、各教科用図書の違いが明瞭に分かるように調査研究することです。

3の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）の調査研究についてです。

教育委員会は、特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の調査研究に当たっては、学習指導要領の各教科等の目標等を踏まえ、児童・生徒の障がいの状態や特性等を考慮し、検討すること。また、使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、合わせて検討することです。

次に、令和7年度板橋区立学校使用教科用図書の採択の仕組みについてです。

別紙2をご覧ください。

1の(1)板橋区教育委員会の任務です。

教育委員会の職務権限の一つとして、教科書の取扱いに関することを管理し、及び執行することが定められています。

板橋区立学校で使用する教科用図書は、板橋区教育委員会の責任と権限において採択をいたします。

1の(2)採択の方法です。

文部科学大臣が作成する教科書目録に登録された教科用図書の中から、種目ごとに1種の教科用図書を採択します。

ただし、特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書(一般図書)は除きます。

1の(3)採択の時期は、8月31日までです。

1の(4)採択の年度についてです。

表をご覧ください。

丸がついている年度が教科用図書の採択替え年度になります。

小中学校の教科用図書は、原則として4年間、同一の教科用図書を使用することとされております。

小学校は、令和5年度に採択替えが行われたため、来年度も継続して使用します。

中学校は、今年度、前回の採択から4年たちますので、採択替えを行います。

また、特別支援学級で使用する学校教育法附属第9条に規定する教科用図書(一般図書)は、毎年度、採択を行います。

1の(6)教科書展示会についてです。

昨年度に引き続き、板橋区教育支援センター内に設置している板橋区教科書センター、成増アートギャラリー、及び高島平図書館において開催いたします。

続きまして、2の板橋区教科用図書審議会についてです。

まず、2の(1)任務です。

板橋区立学校で使用する教科用図書の採択に関して、板橋区教育委員会からの諮問に応じて、教科用図書調査委員会及び学校並びに区民から報告された資料を学習指導要領及び研究資料に基づいて審議し、答申します。

2の(2)委員の構成、2の(3)委員の任期、2の(4)所掌事務については、記載のとおりです。

次に、3の教科用図書調査委員会についてです。

3の(1)任務です。

板橋区教科用図書審議会の定める調査研究の方針及び方法等に基づき、教科用図書を調査研究し、その結果を板橋区教科用図書審議会に報告します。

3の(2)委員の構成は、学校の校長、副校長、教諭のうちから7人以内とします。ただし、社会は17人以内、技術・家庭は10人以内、特別支援学級は13人以内とします。

3の(3)委員の任期については、記載のとおりです。

4の区立学校に係る(1)検定済教科用図書学校調査研究についてです。

アの役割です。学校で検定済教科用図書を調査研究し、その結果を板橋区教科用図書審議会に報告します。

イの実施校は、区立中学校全校になります。

ウの実施期間については記載のとおりです。

(2)の特別支援学級使用教科用図書学校調査研究についてです。

アの役割です。特別支援学級において使用する教科用図書について調査研究し、その結果を板橋区教科用図書審議会に報告します。

イの実施校は、特別支援学級設置校全てとなります。

ウの実施期間については、記載のとおりです。

5は、教科用図書採択の仕組みを図にしたものです。

次に、令和6年度板橋区教科用図書審議会委員の委嘱及び任命についてです。

別紙3をご覧ください。

令和6年度板橋区教科用図書審議会委員は、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則第3条に基づき、採択に関して、板橋区教育委員会の諮問に応じて、調査研究を行います。

構成については、教育委員会が委嘱または任命する委員12名以内です。

学識経験者、保護者代表、地域代表者、小中学校の校長の中から、事務局で（案）をお示ししております。

委員名簿については、東京都に採択結果を報告する8月31日まで非公開となっております。氏名を口外することも含めてご注意願います。

次に、令和6年度板橋区教科用図書審議会の諮問についてです。

別紙4をご覧ください。

板橋区教科用図書審議会を東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則第3条第2項に基づき、1、採択基準の作成、2、調査研究の方針及び方法、3、教科用図書の検討及びその結果、4、その他採択に関し必要な事項の、以上4点について諮問するものとして、事務局で諮問案を作成いたしました。

最後に、補足資料につきましてご説明いたします。

資料1が、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則になります。

適正かつ公正に採択を行うための必要な事項を定めたものであり、先ほどご説明いたしました板橋区教科用図書審議会及び教科用図書調査委員会についても定められています。

資料2、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務実施要領は、資料1の施行に関し、必要な事項が定められています。

資料3が、教科用図書採択事務スケジュールです。

本日4月11日の教育委員会で諮問の議案を審議いただき、22日に第1回板橋区教科用図書審議会を開催いたします。

その後、5月2日から教科用図書調査委員会による調査研究、6月17日に第2回審議会、6月21日に第3回審議会を開催いたします。

検定済教科用図書学校調査研究、特別支援学級使用教科用図書学校調査研究、展示会場での区民のご意見を受け、7月4日の第4回審議会で答申を作成し、7月11日に教育委員会の答申をいただく予定です。

説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第 20 号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○臨時代理

1. 東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則の一部を改正する規則の決定及び公布について

(総－1・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。臨時代理 1 「東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則の一部を改正する規則の決定及び公布について」、教育総務課長から説明願います。

教育総務課長 それでは、説明いたします。

資料「総－1」をご覧ください。

こちら 1 / 5 ページになります。

東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則の一部を改正する規則の決定及び公布につきまして、臨時代理したことを、板橋区教育委員会の権限の委任に関する規則第 3 条第 1 項の規定により報告いたします。

臨時代理により決定、公布した規則は、東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則の一部を改正する規則でございます。

2 と 3、改正内容と改正理由につきましては、前回、取り下げさせていただいた経緯がございますので、その部分も含めて、これからご説明をいたします。

これは、すみません、口頭になります。

まず前回、生涯学習センターとグリーンカレッジホールに関連するお話で、規定が、前回、問題となった部分なのですが、「16 歳未満の者であって義務教育を修了していないものの所属する団体は、利用者登録を受けることができない」との記述がありまして、利用制限のような誤解を招くものとなったというところから始まりました。

この改正につきましては、施設の設置条例や規則に規定されている施設利用の制限に関する話ではなく、施設を利用するに当たって、利用手続のためにシステムを利用するための登録に関する話ということでございました。

この部分が、まず確認とさせていただきます。

そして、このシステム登録に関する規則は、区長部局と教育委員会がそれぞれ同様の登録方法を規定しており、それぞれが規則を持っているということがあり

ます。

そして、区長部局の方の規則なのですが、こちらでは次のように規定しております。「16歳未満の者であって、義務教育を修了していない者は利用者登録を受けることができない」と規定をしております、その趣旨なのですが、システム登録に当たっては、16歳以上の者が代表者となって登録するように、そういうものでございました。

一方、教育委員会の規則においても同様の趣旨を規定しようとしたところなのですが、教育委員会の規則では、区長部局の規定とは若干言い回しが異なっております、「利用者」ではなくて、「団体」という言葉で記述をしております。このため、団体という記述に合わせて、今申し上げたような規定を条文になじませようとしたところ、冒頭の「16歳未満の者であって義務教育を修了していないものの所属する団体は」というような言い回しにしていまして、その結果、あたかも16歳未満の者が所属した瞬間にその団体の利用が制限されてしまうような誤解を招く形となってしまったというものでございます。

この部分につきまして、再度、精査したところ、教育施設に関するシステム利用に当たっては、ただいま説明をいたしましたものがこの規則の第4条の部分に記載されているのですが、その4条部分の改正を行わなくても不都合が生じないという結論に達しました。

そこで、今回の臨時代理をいたしました規則改正においては、この第4条に関する部分は改正しないことといたしました。改正する部分は、施設管理システムの運用において、生涯学習センターとグリーンカレッジホールで異なる運用をしている部分についてのみを行うということで、各施設の利用者については各施設の条例で規定されており、当然、生涯学習センター及びグリーンカレッジホールのどちらも16歳未満の方に施設を利用いただくことが可能でございます。

今回の改正、臨時代理によりまして、現状の運用に変更が生じることや、利用者に何か不利益が生じることはないということでございます。ということ的前提といたしまして、今回、臨時代理をいたしました改正部分について、生涯学習課長から、簡単に説明します。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。説明の方をさせていただきます。

新旧対照表の方をご覧くださいければと思います。

新旧対照表の方の改正前の右側の方が以前のものでございまして、生涯学習センターの仕様になっていたものでございます。

改正後の方につきまして、グリーンカレッジホールと生涯学習センターを合わせた仕様というような形になってございます。

第5条をご覧くださいければと思います。改正前の方でございまして。

利用者登録を受けようとする者は、板橋区公共施設予約システム利用者登録等申請書及び利用者登録団体名簿を委員会に提出しなければならないというところで、生涯学習センターにつきましては、社会教育施設ということがございまして、こちらの方の申請書と団体登録の名簿が必要という形になってございます。

改正後の方をご覧いただければと思います。

同じく第5条でございます。利用者登録を受けようとする者は、板橋区公共施設予約システム利用者登録申請書を委員会に提出しなければならない。こちらまでの部分が、生涯学習センターとグリーンカレッジホール、両方の必要なものという形になります。

ただし書きをさせていただきまして、その後でございますが、「ただし、別表1の項に掲げる施設にあっては」というものが生涯学習センターでございまして、板橋区公共施設予約システム利用者登録申請書及び利用者登録団体名簿を委員会に提出しなければならないというような形になってございます。

また、改正前の7条のところでございますが、こちらの方、(1) (2) (3) (4)に記載をさせていただいてございましたが、こちらの方を新たに改正後の方に記載をし直しまして、(1)が生涯学習センターの部分でございまして、別表1の方に掲げる施設、これにつきましては施設の利用の仮予約に関する手続のみシステム上で行うことができる。

社会教育施設でございますので、生涯学習センターの方に行って本申請の方をしていただく必要があるという形でございます。

(2)の方で、別表2の方に掲げる施設、こちらにつきましてはグリーンカレッジホールでございまして、施設の利用の本申請と仮予約、両方ともシステムでできるというような記載にさせていただいているところでございます。雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 説明ありがとうございます。この利用に関しては問題ないのですが、今、説明を聞いていると、やはり施設の目的によって手続等も違うことがあるので、利用する者の立場から言って、そういうものの差がなくなって統一されていくような方向性というのは、今後は取っていくことは可能なのでしょうか。

生涯学習課長 社会教育施設や生涯学習センターにつきましては、社会教育ですとか、生涯学習を目的としたサークルさんですとか団体さんに優先的にお使いいただいている施設になってございまして、基本的には団体登録がしっかりしているかどうかというところを生涯学習センターが判断させていただいて、利用登録のよい悪いというものを決めさせていただいておりますので、丁寧に説明をさせていただいて、そういう仕組みになっているということを区民の皆様にご理解いただきながら進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

教育総務課長 区の中での施設利用の大きな10年、20年、30年単位の流れの中でいうと、以前は社会教育施設は、社会教育をやる限りにおいて無料というような形で、かつそれ以外の団体が使えないような規定になっていて、それぞれ、そういう無料で、かつ目的を持った団体は区の施設を使う、そうでない団体はお金を払って一

般の施設を使うと、非常に細かく分かれていたことが昔ありました。

それがだんだんと、おっしゃっていただいたような流れの中で、空いていれば一般利用もいいのではないかとということで、それが利用できるようになったり、だんだん効率的、効果的に、施設の目的を損なわない範囲内で区民の方が利用していこうというような流れの中で、規定がだんだん整備されていったという流れがありますので、そういう中で言うと、方向性としてはおっしゃるとおりで、ただ施設によって目的があったり、その目的がある場合は、そこを確認するための手続が必要になったりしてしまう中では、100%あらゆる施設が同じような共通手続で使えないという状況はあるのですが、方向性はおっしゃるとおりでずっと今来ておりますので、だんだんその方向に行っているかなと思います。

教 育 長 生涯学習センターも、予約システムは使えるわけですね。

生涯学習課長 はい。

教 育 長 ただ実際には、直接行くわけですか、先ほどのお話では。

生涯学習課長 団体登録を初めてするときには来ていただくという形でございまして、それ以降はシステムでというような形でございます。

教 育 長 団体登録するときは。

生涯学習課長 初めてのときだけ、お越しいただく形でございます。

教 育 長 それは、先ほど言ったように確認をするという意味合いが強いのですか。

生涯学習課長 はい。社会教育、生涯学習を目的としたサークルさんですとか、団体さんであるということを確認させていただいております。

教 育 長 もう一つのグリーンカレッジの方はその必要はない。

生涯学習課長 はい。一般の地域センターにある集会室と同じような形でご利用いただいております。

教 育 長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 ありがとうございました。

○報告事項

1. 上板橋第二中学校優良学校施設部門賞の受賞について

(新－1・新しい学校づくり課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「上板橋第二中学校優良学校施設部門賞の受賞について」、新しい学校づくり課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 新しい学校づくり課長です。

資料「新－1」をお開きください。

上板橋第二中学校優良学校施設部門賞の受賞について。

内容についてです。

令和4年に竣工し、供用を開始しました板橋区の上板橋第二中学校、こちらが一般社団法人文教施設協会の実施する優良学校施設表彰において、部門賞「新しい教育環境」部門に選定された旨、ご報告させていただきます。

優良学校施設部門賞の概要についてですが、こちらは全国で整備された学校施設の中から、新しい時代の学校施設整備を進めていく際に参考になるような計画・設計などに優れた施設を表彰することによって、学校教育環境の質の向上に資することを目的に実施されております。

その中でも、新しい教育環境部門については、教育・学習空間への新しい建築的提案、GIGAスクール構想に対応した学習空間などの視点から優れた学校が表彰される、選定されるというものになっております。

今回、上二中については、教科学習の充実、学びに向かう姿勢、共に学ぶ態度の育成を目標として、教科メディアスペース、居場所となるホームベースを組み合わせた教科センター方式が採用されていることと、オープンで入りやすいメディアセンター（図書室）、フリーアドレス型の職員室、環境に配慮した設計、この辺りが評価されて部門賞表彰となりました。

周知の方法としましては、ホームページであったり、教育広報、職員報、プレスリリース、スマまち、こちらに書いていないのですが、区のLINE、このような媒体を使って、受賞について周知を行っていきたいというふうに考えております。

ご報告は以上となります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員 ご説明ありがとうございます。とても喜ばしいことだと思います。

これは評価委員さんが独自に調査をされて、この学校が素晴らしいということでは表彰されたのか、それとも、こちらからエントリーをして、その中で審査を受けて表彰されたものなのか、どちらですか。

新しい学校づくり課長 こちらは、募集が開始されたのを受けて、我々の方でエントリーをして、資料についてプレゼンをさせていただいて、全部で30校ぐらい候補があったのです

が、そのうちの1校として選定されたというものになります。

長 沼 委 員 二重に喜ばしい感じがしました。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがですか。

野 田 委 員 大変すばらしい賞をいただいて、エントリーの手續などありがとうございます。
やはり、この受賞したということを、今ご説明していただいた内容も含めて、
広く周知をしていただいて、すばらしい学校が板橋にあるということを、子ども
たちも含めて、保護者の方々や地域の方々に広めていただきたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。

高 野 委 員 昨日、板橋区のホームページを見ていましたところ、この件が載っていて、写
真がたくさん使われていたので、受賞した実際の学校をなかなか訪れていただく
ことはできないのですが、写真で十分によさが紹介されていたかなと思いました。
併せて、志村小・志村四中の方のページを見ていったときにも、そこからこの
上二中の受賞のところに行けるようになっていたので、広く皆様に見ていただ
けるのかなと思って、ホームページの方での紹介が大変よかったと思いました。

新しい学校づくり課長 ありがとうございます。

今回の受賞について、できる限り広く周知させていただくとともに、これから
作っていくような学校、こちらの方にも今回いただいた知見であったり、評価さ
れたポイント、この辺りを活かしながら、その時代のニーズに合った取組をさせ
ていただいて、よりよい学校環境を整えていけたらと思っておりますので、よろ
しくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがですか。

(なし)

○報告事項

2. 第23回（令和6年度）櫻井徳太郎賞論文・作文募集について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 では、報告2に移ります。「第23回（令和6年度）櫻井徳太郎賞論文・作文
募集について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願いいたします。

「生－1」をご覧いただければと思います。

第23回（令和6年度）櫻井徳太郎賞論文・作文募集についてのご説明ござ
います。

1、趣旨でございます。

民俗学・歴史学・考古学等を通じ、地域を基盤にした学問の発展・発達と、地域を活かす立場から研究を進める人材の育成を図るとともに、次代を担う青少年の地域研究の奨励と、郷土愛を育むことを目的として実施するものでございます。

2、論文・作文等の募集でございます。

全国より、一般は論文を、小・中学生、あと高校生につきましては作文等の一般公募を行います。

部門ごとの内容は記載のとおりでございます。

3、留意事項をご覧いただきたいと思います。

今年度より、AI、人工知能により生成、利用した作品や盗作、不適切な引用等があった作品を審査対象外とするため、今回の令和6年度の募集より、要綱に（2）（3）について追加で記載したところでございます。

2ページ目をご覧いただければと存じます。

4、公募のPRにつきましては、（1）周知方法、（2）周知先に記載のほか、校長会等でも依頼をさせていただく予定でございます。

5をご覧ください。

論文・作文の審査につきましては、記載してありますとおり、昨年度お願いいたしました先生方に、引き続き、今年度もお引き受けいただく予定でございます。

6、入賞作の発表・公開は記載のとおりでございます。

7、表彰と副賞につきましても記載のとおりでございます。

3ページ目をご覧いただければと存じます。

8のいたばしふるさと学習奨励賞でございます。

（1）目的でございます。

板橋区の地域や歴史についての学習活動等に顕著な努力がみられた板橋区内の学校、または個人に対しまして、今後の郷土学習へのさらなる取組や活躍を推進し、これを奨励することを目的としているところでございます。

（2）対象につきましては、①の個人、②の学校でございます。

（3）表彰基準につきましては、板橋区の地域の歴史や文化、先人の功績などを題材とし、それに対する学習活動または成果発表などにおいて、顕著な努力がみられるものでございます。

（4）決定方法と（5）表彰につきましては、記載のとおりでございます。

9、スケジュールでございます。

令和6年4月20日に区の教育広報に掲載させていただき、5月に募集要項、ポスターの方をそれぞれ発送させていただきたいというふうに思っております。

9月9日、「小・中学生の部」の応募の受付の締切り日でございまして、9月24日が「高校生の部」と「一般の部」の応募の受付の締切りでございます。

11月上旬に第1回の審査会を開催いたしまして、12月上旬に行う第2回審

査会にて受賞者を決定いたしまして、令和 7 年 3 月 1 6 日に中央図書館で授賞式を行うというような予定で進めているところでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございました。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 前年度の表彰式が中央図書館で行われたのですが、その際に審査員の先生と、坂本区長から、櫻井先生と平和公園との関係についてお話を伺うことができました。

櫻井先生は、昭和 2 1 年からずっと板橋区にお住まいでいらしたけれども、ことにこの地区とのご縁が深くて、晩年はそばでお住まいになって、毎日のように散歩されていたというお話を伺って、中央図書館でやったことに意味があるなと感じました。

また、受賞者の方々も、3 階の櫻井徳太郎コーナーにご案内していただいたり、また表彰式の会場のところに、過去の論文、作文集が飾られていたりということで、中央図書館で表彰式を行うことに大変意義があったと感じました。

生涯学習課長 ありがとうございます。これまで区役所で主に実施してまいりましたが、昨年度、中央図書館で初めて実施させていただきまして、好評いただいたところでございます

今年度以降につきましても、できれば中央図書館でぜひやらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

いたばしふるさと学習奨励賞の個人の部というのは、板橋のことを研究した子どもの中から、表彰に入ろうが入るまいが、今後、選んでいくという、そういう理解でよろしいですか。

生涯学習課長 これまでも個人の方を対象にしておったところですが、基本的には学校を表彰させていただいているというような状況が続いているところでございます。

教 育 長 個人もあり得るということですか。

生涯学習課長 あり得るところでございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

野 田 委 員 留意事項で新しく入る 2 点なのですが、生成 A I で生成したものとか、利用した作品は応募不可というところは、何か審査の方法はあるのでしょうか。それとも、そちらから呼びかけるだけで、特別、応募されていた作品が A I を

使ったものであるかどうかというようなチェックはされるという意味、そのようなことが準備ができたので留意事項の中に入れられたのか、どのような経緯ですか。

生涯学習課長 ありがとうございます。A Iの方がかなり活発に活用されるような形になってまいりましたので、櫻井徳太郎賞につきましては、基本にご自身で執筆していただいたものという形でやらせていただいております。

要領のところで、A I等は使わないという形で募集をさせていただいて、入賞作品につきましては、こちらの方で少しそのような形のチェックをかけさせていただいて、A I等を使っていないかですとか、コピーアンドペーストですとか、無断掲載等がないかどうかといったところを確認してまいりたいと考えております。

野 田 委 員 分かりました。ありがとうございました。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

3. 文化財に関する出前授業等の受け入れ校の募集について（通知）

(生－2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告3に移ります。「文化財に関する出前授業等の受け入れ校の募集について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしく願いいたします。

「生－2」をご覧くださいいただければと存じます。

文化財に関する出前事業等の受け入れ校の募集について、こちらの方をご説明させていただきます。

まず、文化財係が行っている事業でございます。こちらをご紹介します。

文化財係が行っている実施事業につきましては、主に3点ございます。

まず1点目でございます。

ふるさと文化伝承事業でございます。民俗芸能が伝承されている地域の小学校3年生、4年生を対象に、地元の民俗芸能保持団体の方々が講師となりまして、民俗芸能の芸術鑑賞や体験学習を行うものでございます。

昨年度の実施校につきましては、徳丸小学校、紅梅小学校、三園小学校など、記載のとおりでございます。

2ページ目をご覧くださいいただければと存じます。

2点目でございます。

埋蔵文化財を教材としました事業でございます。こちらにつきましては、主に小学校6年生を対象に、板橋区内の遺跡発掘調査等で出土いたしました土器や石器などの実物を学校に持ち込みまして、学芸員が解説を行っている事業でございます。

実績校につきましては、加賀小学校、上板橋第二小学校、三園小学校など、記載のとおりでございます。

続きまして、3ページ目でございます。

3点目の出前授業でございます。

こちらにつきましては、先生方からのご希望に合わせまして、テーマを設定いたしまして、区の学芸員が講師となって授業を行うものでございます。

この他にも、各校のご希望に合わせまして、学年を問わず、様々なテーマで臨機応変に行ってまいりたいと考えてございます。

文化財系の事業につきましては以上でございます。

引き続きまして、4ページ目をご覧くださいまして、郷土資料館の事業のご説明をさせていただきたいと思っております。

郷土資料館の実施事業につきましては、社会科見学の受け入れ、民具の貸出、地域の歴史と昔の道具についての解説などがございます。

社会科見学は、郷土資料館内の展示の解説や、館に移築されました古民家、旧田中家住宅の見学を行っているところでございます。

古民家の中で石臼や火吹き竹によりますカマドの火入れ体験などを実施しているところでございます。

別紙に一覧表の方をつけさせていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

2の民具の貸出でございます。

こちらの方を行ってございまして、実物資料を観察しながら、構造や使い方を学ぶことができる形になっております。

社会科の昔の道具調べでご活用いただいたり、国語の授業でご活用いただいているというような状況でございます。

また、地域の歴史と昔の道具につきましては、小学校周辺の歴史や文化財についての話を聞き、昔の道具を観察しながら、昔と今の道具の違いを学ぶことができる形になってございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 出前授業の実績一覧表、6ページ目のところを拝見していきまして、板橋第五小学校の6年生が埋蔵文化財教材使用授業を、3、4年生向けに、身近な暮らしの中の歴史として、櫻井徳太郎賞のテーマ探し・調べ方・書き方を受けているので、板五小は、毎年、櫻井徳太郎賞で応募が多くて、ふるさと学習奨励賞を受賞しているのだと思いました。子どもたちも年間を通してテーマ選びをしたり、取り組

んでいるというお話を、以前、校長先生から伺っていましたので、このような取組がそのような成果につながっているのかなというふうに思いました。

それと、もう1点なのですが、蓮根の文化財整理室というのは、これは、そこで授業も行うことができると書いてあったのですが、利用を見ると、蓮根小は連携しているようなのですが、高六小ですとか、志六小ですとか、小学校がそばにありますので、遠くまで行かなくても、近くでこういうものが利用できるのであれば、積極的に紹介していただけたらなと思いました。

生涯学習課長 ありがとうございます。櫻井徳太郎賞につきましては、PRの方をしていきまして、応募作品の増加につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

また、蓮根の整理室につきましては、令和5年1月に、新しく引っ越しの方をしまして、そちらの方を使ってできるような形になります。まだまだ少し周知が不足している部分もございますので、各校に周知をいたしまして、来ていただけるような形を取りたいと思っているところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○報告事項

4. 板橋区コミュニティ・スクールに係るアンケート調査の集計結果について

(地－1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは報告の4に移ります。「板橋区コミュニティ・スクールに係るアンケート調査の集計結果について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 板橋区コミュニティ・スクールに係るアンケート調査の集計結果について、ご報告をさせていただきます。

資料は、「地－1」をご覧くださいと思います。

板橋区コミュニティ・スクール（iCS）につきましては、各学校や委員会の現状を把握しまして、より学校や地域の現状に則した仕組みにするために、学校、コミュニティ・スクール委員、地域コーディネーターに、毎年、アンケート調査を実施しております。この度、アンケート結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

1のアンケート調査のまとめでございますが、アンケートは、学校、CS委員、それから、地域コーディネーターの3つに分けて回答をいただいております。

2の今後についてでございますが、本集計結果につきましては、区の公式ホームページへの掲載とともに、4月17日に開催されます全体校長会におきまして校長に周知させていただいて、各CS委員会でフィードバックをしていくという流れになっております。

アンケート結果の概要についてご説明させていただきたいので、資料の「地－1－2」をご覧くださいませでしょうか。

こちらはアンケート調査の集計結果で、iCSを進めていく上で重要なポイントを抜粋してまとめさせていただいたものでございます。

先に、右上の部分について、地域コーディネーターに関するものでございます。

地域コーディネーターに関するもので、左上の「CS委員会で学校支援地域本部の活動について報告していますか？」というご質問で、地域コーディネーターによる報告、また、学校による報告を合わせまして、多くの学校で報告をされているということが分かります。

また、「CS委員会は学校支援地域本部の活動に効果的な影響を与えていると思いますか？」という質問について、58%が効果的な影響があると思うというふうに回答をいただいております。

昨年度と比べまして、若干、増加しておるところでございます。

続いて、左上のCS委員に関するものでございますが、「学校支援地域本部がどのような活動を行っているか、わかりますか？」の質問では、「わかる」との回答が53%と多い一方で、「わからない」、あるいは「どの活動が該当するかわからない」といった回答も半数近くあります。

先ほど、何らか学校支援地域本部の活動報告がされているといったことにもかかわらず、CS委員の方には伝わっていないというふうにも分析できますので、学校支援地域本部の活動報告の仕方に関しまして、CS委員会のつながりを意識した形でのご報告をいただくなど、一定の工夫が必要となっているというふうに考えております。

真ん中の左下の部分になりますが、「地域とともにある学校」を実現するために必要だと思う要素についてというご質問については、CS委員、学校とも、学校・教職員の意識という回答が多くなっております。

また、CS委員の方では、熟議を重要視しているという結果が出ております。

熟議の進行役について聞いておりますが、真ん中、下の部分になります。

「委員長」の割合が、昨年に比べ、昨年が18%のところを、令和5年度は37%に増加しておりますので、倍になっております。

委員会の運営に向けましては、地域による主体的な運営をめざしているところでございまして、地域人材にファシリテートが高まるような支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そうした取組の一つとしまして、令和6年度からは、第1回のCS委員会の開催前に、iCSのキーパーソンとなる方々に各学校に集まいただきまして、キックオフミーティングを開催していただくことにいたしました。

CS委員会の目的の確認であるとか、前年度の振り返り、あるいは当年度の目標設定を行っていただきまして、CS委員会をより効果的なものとするための体制づくりを行っていただくものでございます。

最後に、右下の部分になりますが、学校に関することといたしまして、「地域の力を活用することで業務負担が減ったと感じる教員の割合」が50%と昨年度

から増加しております。i C Sによる学校支援の効果が見えるところでございます。

アンケート調査の概要については、以上でございます。

資料1－1の方にアンケート調査の詳細を示しておりますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

このアンケートの集計結果につきましては、今後、校長会を通して各C S委員会の方でフィードバックをいたしまして、今年度の活動につなげていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

野 田 委 員 詳細なアンケートの集計と報告ありがとうございます。

これは昨年度に引き続いて、本年度もやっていただいたと思うのですが、このアンケートの集計のおかげで、C S委員の状況だとか、コーディネーター、学校支援地域本部の活動についての概要、状況、周りにとってどのような印象を受けているかというようなところが詳細に分かってきたと思うのですが、このアンケートの質問内容について、前回、ご報告をいただいたときにお話をしたのですが、やはり、あとは現場の状況とか、お話を聞いていくと、C Sの方では、やはり、この熟議の進行者が徐々に委員長に割合が増えてきたということは大変望ましいことで、成果が出たんだと思います。

まだまだ学校主体で動いているようなC Sに関しましては、やはりC Sはもともと両輪協働で学校を運営していくという形になっていきますので、C Sのメンバーについて、やっぱり悩まれているところがあると思います。

そのようなところが、やはり学校主体で動いている傾向にあると思いますので、現場のコミュニティ・スクールに対するご支援等をご検討いただければと思います。

あと、右下の業務負担が減ったと感じる教員の割合というところ、ここは前回、たしか質問自体を検討すべきだという議論が上がったと思うのですが、実際に働き方改革を想定した、その成果が出ているのかという結果を想定するようなアンケートだったと思うのですが、実際、時間が削減されて負担が減ったというような質問というよりは、その負担が減った分をいかに教育だとか、こういう学校の活動だとか、先生、教員のやりがいを感じられたかどうかという方が大事なんじゃないかという議論を前回したと思うのですが、そここのところがあまり改善が認められないので、業務負担が減ったことによって何が変わったのかというところが恐らくこのアンケートで調査するところだと感じますので、各教員、学校で働き方改革が一步進んだというところで、何か、それによって生み出されたものだとか、気づきを得たことだとか、あると思いますので、そのような質問がアンケートとして調査できると、もっとこの内容が充実するかと思いますので、今後、検討ができれば、よろしくお願いいたします。

教 育 長 具体的に、項目は地域の力を活用することで業務負担が減ったと感じる教員の割合という、こういう質問をしたわけですか。

地域教育力推進課長 そうです。

教 育 長 それを、どういうふうに改善という形ですか。

野 田 委 員 業務負担が減ったことによって、教員が恐らく色々な抱えていた負担があったと思うのですが、それがなくなったことによって、次に、自身の勉強というか、成長につながるような時間に使えたかとか、あとは、今までよりも多く子どもたちと接する時間が増えたとか、そのようなところによって、教員自身のやりがいを感じられたのかというようなところを聞いてみてもいいのではじゃないかという話が、たしか前回の議論であったと思うのですが、そこがもう少し、この質問はこの質問でよかったと思うので、前回はたしか時間が減ったかみたいな質問だったかと思うのですが、それを少し言い方を変えていただいて、置き換えてくださっているので、さらに、それによってやりがいを得るようなことができたのか、要するにモチベーションをアップさせるような方向に働けたのかというところが分かると、さらに学校においてコミュニティ・スクールが貢献しているというところが見て分かるようになるのではないかという感じ。

地域教育力推進課長 分かりました。まさに委員のおっしゃるとおりかと思います。

この i C S の仕組みが、学校の困り事を C S 委員会の方で熟議いただいて、それを学校支援地域本部の方で支援を実現していくというような仕組みにもなっておりますので、そのような仕組みがうまく機能しているかといった検証の部分においては、委員がおっしゃるとおり、各学校の負担、あるいは困り事の軽減がされる、その部分がどのような形で、教育活動であるとか、学校の他の活動、あるいは教員の働き方につながったのか、そのようなことについてはしっかりと、今後、聞いていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

野 田 委 員 ありがとうございます。

長 沼 委 員 ありがとうございます。板橋のコミュニティ・スクールが全校で実施して大分たちますが、着々とその成果を上げてきているというのがこのデータにも表れていると思います。恐らく細かいところではまだまだ課題があったり、もう少しこうすればいいということはあったりするのですが、他の区ではまだ全校実施していない自治体もある中で、板橋区は先行的にかなりいい成果を上げていると感謝しています。

地域教育力推進課長 ありがとうございます。様々、課題はありますが、今年度、先ほどご説明した

とおりのキックオフミーティングなどを始めていますので、そのような取組を、成果を見ながら、さらに充実したものにしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

教 育 長 担当の方で、やっぱりここは課題だなと思ったようなアンケート結果ってございますか。

地域教育力推進課長 そうですね。地域コーディネーターの後継がなかなか難しいという結果が出ております。そのようなことに関しては、統括コーディネーターによるミーティングであるとか、そのようなところを活用しながら相談をしていただきながら、努めていければなというふうには考えておるところでございます。

教 育 長 その他、いかがですか。

青 木 委 員 今のアンケート結果で、一つだけ質問なのですが、Q5で、「学校の課題や悩みについて、委員と共有できていると思いますか」という問が資料の1にあります。これは令和4年度と5年度を比べてみると、「一部共有できている」というのが令和5年度は増えて、「全て共有できている」というのが減っている、これは見方によるのですが、やっぱりコロナが解消されて、結構、学校行事が増えた中で、やっぱりこういう結果になってきたのかなというのは、その辺のご意見を伺います。

地域教育力推進課長 委員がおっしゃるとおりで、「全て共有できている」といった割合については、令和4年度から5年度に若干の減少があるのですが、これについては、おっしゃっていただいたとおり、コロナ禍を経て学校行事等が再開された中で、学校の困り事だったり、悩みが色々また改めて出てきたという部分もあるかと思います。そのようなことも、学校の方には、今後、校長会等を通してお話ししていきながら、悩み等を共有していただいて、CS、あるいは学校支援地域本部の仕組みを活用いただけるように相談していただければなというふうに考えております。

青 木 委 員 ありがとうございます。

高 野 委 員 地域とともにある学校の実現に最も必要だと思う要素というところで、熟議の実施について、CS委員と学校との答えに少し差があるという点で、やはりCS委員の人は、学校の管理職だけではなくて、先生とお話ししたいという気持ちをお持ちだと思うんですね。

ただ、そういう中で、開始する時間ですとか、熟議のテーマ選びとかが非常に重要になってくると思います。

実際、私も色々な学校のCS委員会に行って、一緒に熟議に参加させていただいたりして、大変うまくいっている学校もたくさんあります。

先ほど課長の方からお話があったキックオフミーティングなどで、どのような工夫をされているのか、夏休み中にCS委員会を開くと時間的にも先生方に無理のない参加ができるのか、そういう工夫をされている学校もありましたので、ぜひそのような成功事例みたいなものをご紹介いただいて、どこの学校でも先生と一緒に熟議ができるように紹介していただければと思います。

地域教育力推進課長 ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、熟議の実施をやっぱり学校の先生と行いたいのかなというところは感じておるところでございます、今回のアンケート、この集計結果の抜粋の方ですね、1-2の方でも、「地域とともにある学校」の実現に最も必要だと思う要素に、学校・教職員の意識が、CS委員、学校ともに最も高いという結果からも、学校・教職員とやっぱりCS委員会の中で熟議をしたいという気持ちはCS委員の中にもあるのかなというふうに感じております。

委員がおっしゃるとおり、そのよううまくいっているところの事例については、ICSフォーラムであったり、CSレターであったり、そのようなところでも発信していきながら、学校の方に好事例を伝えていければというふうに考えております。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

ぜひ、このアンケートを有効活用できるように、校長先生方への周知を、あるいはコミュニティ・スクール委員長への周知をよろしくお願いしたいなと思います。

○報告事項

5. 小学生向け絵本づくりワークショップの実施について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 では、続いて、報告5「小学生向け絵本づくりワークショップの実施について」、中央図書館長から報告を願います。

中央図書館長 中央図書館長です。

「図-1」の資料に基づいてご説明させていただきます。

小学生向け絵本づくりワークショップの実施についてでございます。

こちらの「絵本づくりワークショップ」、平成28年度に小学校1校でのモデル事業から開始したものでございます。

対象校を増やしていったところなのですが、学校の取組としてやる、やらないといったところにかたよらないように、平成31年度からは区立図書館で開催する形に変更しております。

対象を区内全域にしております、今年度も区立図書館11館にて実施するものでございます。

目的でございます。

「絵本のまち板橋」を推進する事業の一つとして、「絵本づくり」に携わることにより、子どもたちの表現力、豊かな想像力を育むとともに、絵本をきっかけとして読書活動の推進を図るものでございます。

2、実施内容でございます。

区立図書館11館において、小学生を対象とした全3回の「絵本づくりワークショップ」を実施するものでございます。

運営は各図書館の職員によるものでございます。

募集人数。状況に応じて、それぞれ10組程度、先着で募集する形となっております。グループでの参加も可となっております。

開催日程。各図書館において実施するもので、時期は五月雨式となっております。こちらの方、周知を図っていきたいと思っております。

4、募集につきましては、全体校長会などを通じて広く発信をさせていただければと思っております。

事業の実施についての報告は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
多くの子どもたちが参加するよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○報告事項

6. 令和5年度「絵本のまち板橋」事業の実施結果及び令和6年度実施予定について

(図－2・中央図書館)

教 育 長 報告6に移ります。「令和5年度「絵本のまち板橋」事業の実施結果及び令和6年度実施予定について」、中央図書館長から報告願ひます。

中央図書館長 中央図書館でございます。

「図－2」の資料に基づいてご説明いたします。

令和5年度「絵本のまち板橋」事業の実施結果及び令和6年度実施予定についてでございます。

こちらの絵本のまち板橋事業でございます。令和4年度から、新規事業として実施してきたものとなっております。

こちら、1、概要でございます。

中央図書館では令和4年度より、子どもだけでなく、より幅広い世代に向けて、絵本文化を享受し、創造を刺激する事業を実施しております。令和6年度も、引き続き、「絵本のまち板橋」を推進するための事業を実施するものでございます。

2から、令和5年度実施結果でございます。

幾つか、かいつまんでご説明させていただきます。

(1)と(3)、こちらは講演会シリーズでございます。

(1)「On the table」につきましては、絵本の編集者を迎えて、完成までの過程やエピソード、読者へのメッセージなど、制作秘話を紹介する講

演会でございます。

一方で、(3)の講演会、「世界の書棚から」につきましては、各国大使館の職員や翻訳家などを迎え、その国の新しい児童書や出版事情について紹介する講演会を実施するものでございます。

こちらの(3)の「世界の書棚から」なのですが、昨年度、令和5年度、実施日程について、令和4年度は平日の夜に行っていたものなのですが、どうしても当日に来られないキャンセルがあったりとかするもので、土曜日の日中に実施を検討することとしました。

こちらと(1)の講演会シリーズ、交互に実施する形となっております。

次のページに移ります。

この中で、(6)の私のイチオシ絵本リレーといったところでございます。

こちらは、毎週、色々な方から週替わりで絵本の方を紹介していただくもので、こちらをSNSで発信するものでございます。

併せて、昨年度、新たに実施した子ども司書という事業でございます。

こちらは絵本のまちの事業とは限らず、読書推進を図るものでございまして、こちらと併せて、読書推進につながるよう、皆様の本を紹介していただくといった事業を実施したものでございます。

次の(7)でございます。

こちらはサラボルサ児童図書館との姉妹図書館の連携事業でございます。

こちらも、毎年、継続したオンラインミーティングを実施しております。

②のぬいぐるみおとまり会も、2年連続、ハロウィンの時期に合わせて開催をしたところ、令和5年度はボローニャ市長がちょうど視察をするタイミングでもございました。おとまり会の写真撮影で一緒に参加していただくといったことができましたので、ご報告させていただきます。

次のページに移っていただきます。

(8)のボローニャ・ブックフェア in いたばしでございます。

こちらは、我々の主要事業となっております。

注目点として、開催期間中、パネルやポスター・チラシ、こちらのデザインを同じイラストレーターさんに依頼をすることで、会場のトータル的なコーディネートをしていただく形となりました。こちらによって、来場者数が、昨年度と比較して約2.2倍、およそ1万人程度のお客様がいらっしゃったというところでございます。例年は、大体3,000人から4,000人ぐらいといったところでございました。

次のいたばし国際絵本翻訳大賞でございます。

こちらも、課題の図書を選定しまして、英語部門、イタリア語部門、英語部門の一部分を中学生部門として実施したものでございます。

英語部門、イタリア語部門につきましては、募集の上限があるのですが、中学生部門につきましては、現状、上限を設けておりませんので、作品の応募数、昨年度300件程度だったものが、また増えてきて、360件といった形になっております。

こちらは、近隣の中学校などで冬休みの宿題などに課題設定をしていただいているなど、そのような取組が件数のところにつながっているかなと思っております。

次の（１０）絵本づくりワークショップでございます。

こちらは、先ほどご報告した小学生向けのものと、中学生向けのもの、両方を実施しているものでございます。こちら、参加者数は、若干ですが伸びがあるところでございます。

４ページ、（１３）の小さな絵本館についてご報告させていただきます。

これまでは、区の職員とボローニャ絵本館の職員が各所に依頼をし、小さな絵本館を拡大してきたところでございます。

これについては、各地域館指定管理者からも営業をかけるといったところで、従前、３８館のものが、昨年度については最大で５６か所まで増えているといったところになっております。

今後も区内の色々なところで絵本に触れられる場を設けていきたいと思っております。

教 育 長 これはあれですか。小さな絵本館というのは、各図書館に絵本を展示するような形の。

中央図書館長 我々で用意をした絵本などを、区民が集まる施設、例えばショッピングモールであったりとか、病院であったりとか、そのようなところに一つの棚を設けていただきまして、そこに置いていただくという形になっております。なので、図書館に行かなくても、例えば飲食店で待っている間に読んだりとか、そのような形で絵本に触れられるような形にという格好になっております。

教 育 長 どのようなところに置いてあるのですか。

中央図書館長 まず一番多いのが、中央図書館の周辺といったところで、上板橋の北口商店街さんで実施しました。商店街さんには色々な店舗があるのですが、整骨院さんであったり、飲食店であったり、そのようなものが多くございます。

他には、イオンスタイルさんと無印良品さんであったりとか、ショッピングモール、人が集まる場所などを想定しています。

地域館さんですと、高齢者の施設であったりとか、色々な方が訪れる場、病院であったりとか、そのようなところに置いていただいているといったところでございます。

ちなみに、板橋区役所本庁舎にも、子ども政策課などの前でも実施しているところでございます。

５ページは令和６年度の実施予定でございます。今年度も同じような形で事業を実施させていただければと思っております。

このページ以降は、各回の参加者数など、詳細が記されているものでござい

すので、お目通しいただければと思います。

報告については以上でございます。

教 育 長 ありがとうございました。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員 ご説明ありがとうございます。この絵本のまち板橋の事業、とても充実してきたと思っています。

令和5年度の事業実績なども拝見していて、広がりが出てきていますね。

イタリアとの関係も含めて、国内にも様々な機関との連携も出てきて、とてもいいなと思ったのですが、まだ少し足りないと思うのは学術的な部分、例えば大学の先生、児童文学とか絵本を専門にしている先生方、そして、学会とか、この辺りとの連携もぜひ進めていただきたいのですが、何か進めていらっしゃることはありましたでしょうか。

中央図書館長 まず大学との連携といったところでございます。日本女子大さんと連携をしたりというところがございまして、児童学科の先生、准教授の方をお呼びして、子どもの読み聞かせなどを実践するような事業も行っております。

なかなか学術的という、少し離れているかもしれないですが、大学との連携というのは適宜、実施しているところでございます。

ほかにも、家政大学の生徒さんなどがボローニャ絵本館を訪れて、POPの作成などをしていただきたいといったところで大学連携を行っていこうと思います。

今後、そのような大人向けの学術的なものであったりとかというのは、検討の余地があるのかなと思っておりますので、ぜひ進めていきたいと思っております。

長 沼 委 員 令和5年度の実績として、今おっしゃったようなことは書かれていなかったということですね。

中央図書館長 そうですね。絵本のまち板橋事業といったときに、役所的な説明で申し訳ないのですが、予算があったりとか、そのようなものでこちらの事業をピックアップしているところでございます。なので、それ以外にも、独自で、お金のかからない連携の仕方だったりということで、今のこのような事業を検討しているということでございます。

長 沼 委 員 分かりました。ありがとうございます。

高 野 委 員 上板橋の駅でホームから改札に向かって、絵本のまち板橋という掲示が前にもあったのですが、今度、きれいになったので、すごくよかったなと思います。

やはり絵本のまち板橋というのを、もっと図書館のあるあの辺りに定着させるためには、マップみたいなものを、駅から図書館に行く辺りに、飾っていただいたり、町全体でそういう雰囲気も盛り上げていただけるような取組もご検討いた

できればと思います。

中央図書館長 ありがとうございます。まず、上板橋の駅の表示でございます。

初め、上板橋の駅長さんからご依頼がございまして、絵本のまちという表示をしたいというお話でした。手づくりでしていただいていたものを少しきれいにさせていただいたという経緯がございます。

教 育 長 当時、どういうものだったのですか。

中央図書館長 上板橋の改札は一つしかないのですが、そこに出るときに、こちらに何かありますよという表示があるかと思います。どの駅にもあると思うのですが、その中に、今までは「中央図書館」という文字だけだったのですが、それが「絵本のまち板橋」といったものがその看板の下にぶら下がっているような形になっております。

教 育 長 看板みたいなものですか。

中央図書館長 そうですね。そのような形になっています。イラストなども入っていたりというものが表示をされるようになりましたというところでございます。

青 木 委 員 結構、SNSで展開されていますよね。

中央図書館長 区民の方が気づいて発信していただいたりしているかなと思っております。併せて、小さな絵本館につましてです。

こちらにも新しくパネルを作成いたしました。これもブックフェアのときにデザインをしていただいたオオノ・マユミ様という方で、本番のブックフェアで入選されたことがある方でございます。

こちらのパネルなども作成しまして、それらを表示することで小さな絵本館というのがもっと目に触れられるようにしていきたいなと思っております。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

些細なことですが、ぬいぐるみおとまり会って何ですか。

中央図書館長 こちらは海外で行われている、まず初めは情操教育といったところからスタートしてございます。皆様は、子どもころ、お気に入りのぬいぐるみなどがあって、それと一緒に寝るとというのが、慣習的にあるのかなと思います。

このぬいぐるみの方だけを図書館に、一度、1泊していただくことで、子どもたちは自宅で1人で寝るということを覚えるというものです。ぬいぐるみは図書館に泊まっている、その間、図書館を楽しんだよというようなお話をお聞かせし

て子どもたちは1人で寝る。あと、これによってその子どもたちも図書館に触れるといった、そのような形の情操教育の一端がございます。

これらをイタリアのサラボルサ図書館でも行いますし、我々の方でも行ったというところで、連携した事業ということになってございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。
ありがとうございました。

午前 11時 15分 閉会